

栄光に向かって走る

令和8年2月20日
昭島市立拝島中学校
第3学年 進路だより特別号④

——都立高校一次・分割前期入試当日の動きについて（よく読んでください。）

1 <会場での注意>

- (1) **自転車の使用は禁止です。必ず公共交通機関を使用してください。（「駅まで」もNG）**
- (2) 集合30分前には会場に着くようにしましょう。受検生に向けての案内板などがあるはずなので、高校に着いたら掲示物に注意してください。（受検番号によって会場が違います。）
- (3) 試験会場では、すべての行動が見られています。待機時間もしっかりとした態度・マナーで過ごしましょう。
- (4) 絶対に不正行為をしない。疑われるような動作もしない。正々堂々と問題に向き合おう。

2 <持ち物>

- 受検票 生徒手帳 緊急連絡先（保護者連絡先、拝島中）のメモ
- 上履き 交通費 高校までの地図 ハンカチ ティッシュ
- HBまたはBの鉛筆（シャープペンシルも可）消しゴム
- 直定規（角度の目盛りのないもの） コンパス
- 弁当 水筒 栄光に向かって走る特別号④（このプリント）

※ 詳細は「受検票」などに書かれているので、各自で確認してください。

※ 上履きを持ち帰った人は、次の登校日に忘れないようにしましょう。

※ 時計以外の機能を備えた時計、携帯電話や腕時計型の端末などの通信機器の使用は禁止です。

3 <入試終了後>

これまでの準備含め、本当にお疲れさまでした！学校に連絡する必要はありません。一日家でゆっくり休んでください。

次の登校は2月24日（火）からの最後の学年末考査です。

4 <携帯電話等の持ち込みについて> 教育庁の都立高校入学選抜担当の方から

東京都立高等学校入学者選抜を受検する皆さんへ

東京都教育委員会

東京都立高等学校入学者選抜における携帯電話等の扱いについて

東京都立高等学校入学者選抜では、受検票に「時計以外の機能を備えた時計、携帯電話や腕時計型の端末などの通信機器」（以下「携帯電話等」といいます。）の扱いについて、「使用は許可しない」と記載しています。

また、携帯電話等は、同じく受検票に記載のある「持ってくるもの」には含めておらず、誰もが必要なものではありません。特に英語リスニングテストなどの検査実施中に携帯電話等の音が鳴ってしまうと、他の受検者に対して非常に大きな影響を与えることになります。そのため、各東京都立高等学校では、原則、持ち込まれた携帯電話等を回収する予定です。

携帯電話等を検査会場には持ち込まないことが基本です。やむを得ず持ち込む場合は、事前に次の注意事項を保護者の方と一緒に必ず確認してください。

- 1 緊急事態の際の連絡先は、検査会場の高等学校ではなく、中学校又は保護者の方にしてください。
- 2 携帯電話等を、各東京都立高等学校の校地内で使用することは、一切禁止します。校地に入る前に、必ず電源を切ってください。
- 3 回収など携帯電話等に対する具体的な扱いについては、各東京都立高等学校の指示に従ってください。指示が繰り返しあっても従わない場合、不正行為と判断する可能性があります。
- 4 返却後の携帯電話等に故障などがあっても、各東京都立高等学校が責任を負うことはできません。

〔担当〕 東京都教育庁都立学校教育部高等学校教育課入学選抜担当 電話 03（5320）6745

5 <インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等に関する対応について>

感染してしまった場合、受検することはできません。追検査を受検してください。まずは拝島中学校に学校に連絡をお願いします。中学校を通じて、都立高校へ連絡をします。

6 <追検査について>

インフルエンザや新型コロナウイルス等への罹患もしくは感染が疑われた場合、一次募集で出願した都立高校を受検することができます。ただし、分割募集を実施する高校では実施しません。（もともと後期募集があるため。）

追検査は、二次・後期入試と同日の**3月10日（火）**実施予定です。追検査の受検を希望する場合は、**2月25日（水）17:00 までに「インフルエンザ等学校感染症罹患者等に対する措置申請書」を受検する都立高校に提出**する必要があります。

万が一インフルエンザ等の感染症に罹患し、2月21日（土）の受検が不可になった場合は、早急に学年携帯に連絡をしてください。

また、「追検査用入学願書」「納付書の領収書」「罹患証明書等」「自己PRカード（必要に応じて）」などの書類の準備もありますので、ご確認ください。

[受検前チェックリスト]

- うわばきを持って帰っている。(きちんと記名して、袋に入れて行きましょう。)
 - プレザー・ワイシャツのボタンは、しっかりついている。
 - リボン・ネクタイで第一ボタンが隠れている。(第一ボタンは締まっている)
 - セーターやカーディガンは、プレザーからはみ出していない。(着ない方が◎)
- (コートやマフラーは、教室に入る前にとるのがマナー的には正解。高校の指示に従ってください。)
- 電車・バスのルートは調べてある。
 - 受検票**で持ち物・集合時間等を確認している。

(高校によっては、「受検生の心得」などを公開しています。ホームページを確認しよう!)

- 昼食・飲み物は持っている。(自分で確認する。5教科の試験がある人は絶対。)
- 何かあった時のために、高校の電話番号、受検番号、保護者の方の電話番号は、生徒手帳(もしくはこのプリント)にメモしてある。
- いざという時のために、小銭を準備している。
- 実技がある場合、指定された道具を準備している。

(体育着・ゼッケン・運動靴・体育館履きなど)

【緊急時の連絡先】(原則、保護者から)

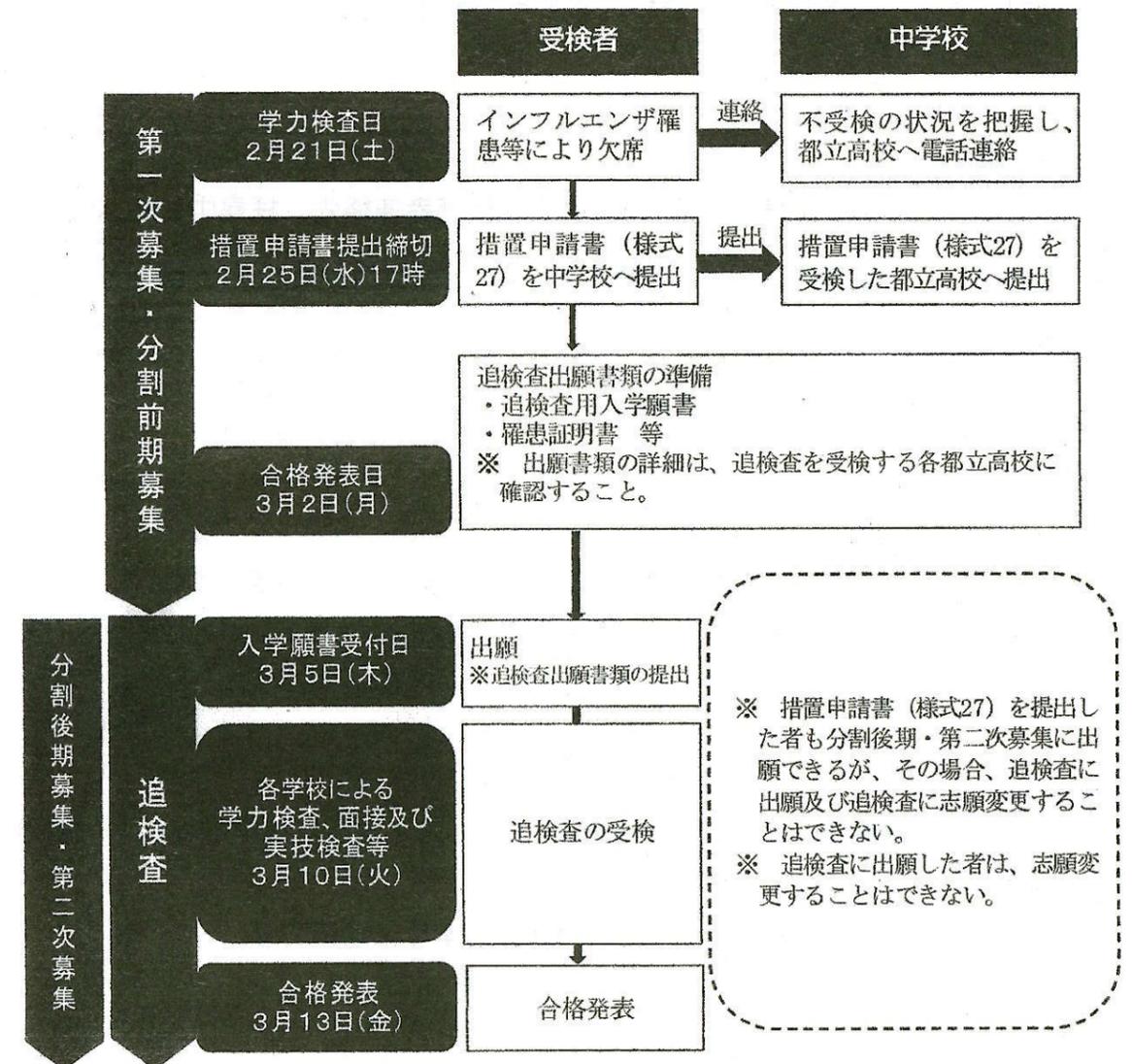
042-541-1040 (学校) 070-5014-0591 (学年携帯)

保護者携帯 _____ 高校の電話番号 _____

Q23 学力検査の実施日にインフルエンザ等の学校感染症にかかってしまった場合には、都立高校を受検することはできますか。
また、インフルエンザ等の学校感染症にかかり受検できなかった場合には、後日、改めて受検することはできますか。

A23 学力検査に基づく選抜(第一次募集)の検査日当日に、インフルエンザ等の学校感染症や新型コロナウイルス感染症に罹患した場合は、受検することはできません。ただし、出席停止が解除されていたり、医師から感染のおそれがないと認められていたりする場合は、学力検査に基づく選抜(第一次募集)を受検することができます(A22のなお書参照)。
インフルエンザ等に罹患し、学力検査に基づく選抜(第一次募集)を受検することができなかった場合には、申請により、後日行われるインフルエンザ等学校感染症罹患者等に対する追検査を受検することができます。ただし、分割募集を実施する都立高校では、追検査を実施しません。分割前期募集を受検できなかった場合でも、分割後期募集を受検できるためです。
追検査の受検を希望する場合は、中学校長を経由して、「インフルエンザ等学校感染症罹患者等に対する措置申請書(様式27)」を第一次募集において出願した都立高校へ提出する必要があります。(都内の中学校に在学していない場合は、志願する都立高校から様式27を取り寄せて提出してください。中学校長を経由する必要はありません。)

<インフルエンザ等学校感染症罹患者に対する追検査実施の流れ>



追検査についての詳細は、本冊子の30ページ及び31ページを御覧ください。